

議案第72号

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年11月4日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）	0.75

	附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金もしくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

## 付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項

の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正前の小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第72号資料

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>付 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる種類に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
<p>傷病補償年金 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平</p>	<p>傷病補償年金 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の改正に伴う規定の整備</p>

成24年一元化法」という。) 附則第41条第1項の規定による障害共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)

障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。))もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改

0.8

6

0.8

8

險法の障害年金」という。)

国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)

0.7

5

国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)

0.8

9



	<p>正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</p>	0.7
	<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</p>	0.7 5
	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p>	0.7 5
	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</p>	0.8 9
障害補償年	障害厚生年金等及び障害基礎年	0.7

	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</p>	0.7 3
	<p>障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	0.8 6
	<p>障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)もしくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</p>	0.8 8
障害補償年	旧船員保険法の障害年金	0.7

金	<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> <p>旧船員保険法による障害年金</p> <p>旧厚生年金保険法による障害年金</p> <p>旧国民年金法による障害年金</p>	3	0.8	3
金	<p>旧厚生年金保険法の障害年金</p> <p>旧国民年金法の障害年金</p> <p>障害厚生年金及び障害基礎年金</p> <p>障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> <p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</p> <p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>	4	0.7	4
遺族補償年金	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以</p>	0.8	0	0
遺族補償年金		0.8	0	0

<p>下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)</p>	<p>0.8 4</p>	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</p>	<p>0.8 0</p>
<p>遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金もしくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>0.8 8</p>	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>0.9 0</p>
<p>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>0.8 0</p>	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)</p>	<p>0.8 0</p>

国民年金等改正法附則第78条 第1項に規定する年金たる保険 給付のうち遺族年金	0.8 0
国民年金等改正法附則第32条 第1項に規定する年金たる給付 のうち母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金	0.9 0

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金もしくは平成24年一元化法改正	0.88

遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.8 4
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法もしくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.8 8

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89

地方公務員等共済組合法等の改正に伴う規定の整備

前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	
旧船員保険法による障害年金	0. 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 5
旧国民年金法による障害年金	0. 8 9

障害厚生年金及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 8 6
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0. 8 8

付 則  
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。  
(経過措置)
- 改正後の条例付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改

正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）

第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元  
化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有す  
るものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する  
公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による  
職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又  
は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定によ  
り読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項  
の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地  
共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域  
加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死  
亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）  
の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第  
1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法  
律第115号）による障害厚生年金もしくは遺族厚生年金、  
平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家  
公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準  
の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正  
する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による  
改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する  
国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金であ  
る給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金又は平成  
24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務  
員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規  
定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金であ  
る給付のうち障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を  
受けるときは、当分の間、改正後の条例付則第5条第1項  
の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条  
例による改正前の小金井市議会の議員その他非常勤の職員

<p>の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。</p>	
--	--